



三重県公報

令和7年7月29日（火）

第 638 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
公 安 委 規 則			
6	三重県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	2
告 示			
506	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	10
507	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	10
508	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	(同)	10
509	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	10
510	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	11
511	同伴	(同)	11
公 告			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課)	11
	土地改良区役員の氏名及び住所の変更の届出	(同)	12
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(税 務 企 画 課)	12
	随意契約の相手方を決定した旨	(担 い 手 支 援 課)	15
	落札者を決定した旨	(保健環境研究所)	15

公安委規則

三重県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年七月二十九日

三重県公安委員会委員長 吉 田 す み 江

三重県公安委員会規則第六号

三重県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

三重県暴力団排除条例施行規則（平成二十三年三重県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（命令の方法） 第三条（略） 2・3（略） 4 条例第十八条の二の規定による命令は、中止命令書（第二号様式の二）により行うものとする。 （暴力団事務所の開設及び運営を禁止する区域の設定の基準となる施設） 第六条 条例第十八条第一項第十一号に規定する公安委員会規則で定める施設は、次に掲げるものとする。 1・2（略） （調査の手続） 第八条 公安委員会は、条例第二十七条第一項又は第二項の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、説明・資料提出要求書（第七号様式）により行うものとする。 2～5（略） 第九条（略） （立入検査） 第九条の二 条例第二十七条第二項の規定による立入検査は、同項の規定による説明又は資料の提出によつてはその目的を達することができない場合に行うものとする。 2 条例第二十七条第三項の証明書の様式は、身分証明書（第十号様式の二）のとおりとする。	（命令の方法） 第三条（略） 2・3（略） （暴力団事務所の開設及び運営を禁止する区域の設定の基準となる施設） 第六条 条例第十八条第一項第十号に規定する公安委員会規則で定める施設は、次に掲げるものとする。 1・2（略） （調査の手続） 第八条 公安委員会は、条例第二十七条の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、説明・資料提出要求書（第七号様式）により行うものとする。 2～5（略） 第九条（略）

第二号様式の次に次の一様式を加える。

第 2 号様式の 2 （第 3 条関係）

（表）

中 止 命 令 書 年 月 日 様 三 重 県 公 安 委 員 会	第 号 年 月 日 様 三 重 県 公 安 委 員 会
--	--

命 令 を 受 け る 者	本（国）籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	

上記の者に対し、三重県暴力団排除条例（平成 22 年三重県条例第 48 号）第 18 条の 2 の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 原 因 と な る 事 実	
命 令 の 内 容	

この処分不服がある場合の注意事項は、裏面のとおりです。

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 （規格 A 4）

(裏)

この処分に不服がある場合の注意事項

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第七号様式を次のように改める。

第 7 号様式（第 8 条関係）

（表）

第 号 説 明 ・ 資 料 提 出 要 求 書 年 月 日 様 三重県公安委員会 印 三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号）第27条第 項の規定により、 下記のとおり説明又は資料の提出を求めます。 記	
説 明 又 は 資 料 の 提 出 を 求 め る 理 由	
説 明 又 は 資 料 の 内 容	
【説明又は資料の提出方法】 ☐ 説明に係る書面又は資料の提出	
説明に係る書面又は 資料の提出期限	年 月 日まで
説 明 に 係 る 書 面 又 は 資 料 の 提 出 先	
☐ 口頭による説明	
聴 取 の 日 時	年 月 日 時 分から
聴 取 場 所	
説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりです。	

注 1 ☐印のある欄については、該当の□内にレ点を付すこと。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（規格 A 4）

(裏)

説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 正当な理由がなく、説明又は資料の提出を拒んだときは、三重県暴力団排除条例第29条第1項の規定により、三重県公安委員会は、その旨を公表することがあります。
- 2 説明又は資料の提出方法について、「☐ 説明に係る書面又は資料の提出」欄にレ点が付してある場合は、説明・資料提出書を作成の上、期限までに提出してください。
説明・資料提出書には、説明・資料提出要求書の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに説明又は資料の内容を記載して提出してください。
- 3 「☐ 口頭による説明」欄にレ点が付してある場合は、口頭による説明の聴取を行うものとし、この場合には、原則として説明・資料提出書の提出は必要ありません。ただし、口頭による説明の際に資料の提出を希望する場合は、説明・資料提出書に提出資料の内容を記載の上、説明の当日、資料とともに提出してください。
- 4 「☐ 説明に係る書面又は資料の提出」欄及び「☐ 口頭による説明」欄の双方にレ点が付してある場合は、説明・資料提出書を作成の上、説明の当日、資料とともに提出してください。
- 5 三重県公安委員会は、提出の期限までに説明・資料提出書の提出がないとき（口頭による説明の聴取の場合は、出頭すべき日時に出頭しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 6 口頭による説明の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、三重県公安委員会に対し、説明の日時等変更申出書により、説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 7 説明又は資料の提出に際して、代理人を選任できますので、説明・資料提出要求書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を三重県公安委員会に提出してください。
- 8 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明の日時に出頭する場合は、この説明・資料提出要求書を持参してください。

第十号様式の次に次の一様式を加える。

第 10 号様式の 2（第 9 条の 2 関係）

(表)

官職 氏名	第号 身 分 証 明 書 上記の者は、三重県暴力団排除条例第 27 条第 2 項の規定により立入検査を行う警察職員であることを証明する。 年 月 日三重県公安委員会 印
---	---

(裏)

三重県暴力団排除条例（抜粋） （調査及び立入検査） 第 27 条 略 2 公安委員会は、第 18 条第 2 項の規定に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、暴力団員その他の関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に住居地域等内の建物に立ち入り、設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは暴力団員その他の関係者に質問させることができる。 3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 4 第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
--

備考 用紙の大きさは縦 54 ミリメートル、横 85.6 ミリメートルとする。

証 書

この証書は、令和七年十月一日から有効となる。

告 示

三重県告示第 506 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 7 年 7 月 29 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
一色こまち調剤薬局	四日市市富田一色町 30-58	居宅療養管理指導	令和 7 年 6 月 1 日
一色こまち調剤薬局	四日市市富田一色町 30-58	介護予防居宅療養管理指導	令和 7 年 6 月 1 日

三重県告示第 507 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 7 年 7 月 29 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
こももケアサービス	津市島崎町 253 番	訪問介護	所在地	津市島崎町 253 番	津市大門 5 番 12 号	令和 7 年 5 月 1 日
訪問看護ステーションまごのて	伊勢市常磐二丁目 9-21	訪問看護	所在地	伊勢市常磐二丁目 9-21	伊勢市浦口 4 丁目 2 番 13 号	令和 7 年 5 月 1 日
訪問看護ステーションまごのて	伊勢市常磐二丁目 9-21	介護予防訪問看護	所在地	伊勢市常磐二丁目 9-21	伊勢市浦口 4 丁目 2 番 13 号	令和 7 年 5 月 1 日

三重県告示第 508 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 7 年 7 月 29 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
一色こまち調剤薬局	四日市市富田一色町 30-58	居宅療養管理指導	令和 7 年 6 月 1 日
一色こまち調剤薬局	四日市市富田一色町 30-58	介護予防居宅療養管理指導	令和 7 年 6 月 1 日

三重県告示第 509 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 7 年 7 月 29 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容	変 更
-----------	-----	-------------	------	------	-----

		ス)の種類		新	旧	年月日
こももケアサービス	津市島崎町 253 番	訪問介護	所在地	津市島崎町 253 番	津市大門 5 番 12 号	令和 7 年 5 月 1 日
訪問看護ステーションまごのて	伊勢市常磐 二丁目 9-21	訪問看護	所在地	伊勢市常磐二丁目 9-21	伊勢市浦口 4 丁目 2 番 13 号	令和 7 年 5 月 1 日
訪問看護ステーションまごのて	伊勢市常磐 二丁目 9-21	介護予防訪問看護	所在地	伊勢市常磐二丁目 9-21	伊勢市浦口 4 丁目 2 番 13 号	令和 7 年 5 月 1 日

三重県告示第 510 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 7 年 7 月 29 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 登録年月日及び登録番号
平成 13 年 6 月 22 日 第 1 号
- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
津安芸農業協同組合	代表理事組合長 前川 温仁	三重県津市一色町 211 番地

- 変更内容
代表者氏名の変更
代表理事組合長 前川 温仁

三重県告示第 511 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 7 年 7 月 29 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 登録年月日及び登録番号
平成 17 年 8 月 3 日 第 46 号
- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社なかばやし	取締役 伊東 良将	三重県鈴鹿市国府町 2180 番地の 1

- 変更内容
農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
中林 等	玄米	K 242004542
中林 清美	玄米	K 242005543
松田 正美	玄米	K 242001544
宮崎 修平	玄米	K 242021581

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 7 年 7 月 29 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

楠部土地改良区（伊勢市楠部町 1722 番地 1）

退任理事

伊勢市楠部町乙 171 番地 2
 “ “ 1810 番地
 “ “ 2073 番地 5
 “ “ 乙 5 番地 12
 “ “ 1780 番地

前 田 安 彦
 前 田 康
 和 田 末 憲
 泉 勝 人
 村 上 昇

退任監事

伊勢市楠部町 2633 番地 27
 “ 中村町 855 番地
 “ 鹿海町 1210 番地

松 本 鉄 夫
 多 田 靖
 上 野 安 二

就任理事

伊勢市楠部町乙 171 番地 2
 “ “ 1810 番地
 “ “ 2073 番地 5
 “ “ 乙 5 番地 12
 “ “ 1780 番地

前 田 安 彦
 前 田 康
 和 田 末 憲
 泉 勝 人
 村 上 昇

就任監事

伊勢市楠部町 2633 番地 27
 “ 中村町 855 番地
 “ 鹿海町 1210 番地

松 本 鉄 夫
 多 田 靖
 上 野 安 二

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の氏名及び住所の変更の届出がありました。

令和 7 年 7 月 29 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

宮川用水土地改良区（伊勢市河崎 1 丁目 11 番 8 号）

理事

旧氏名及び旧住所

中川 亜沙美 伊勢市上地町 1817 番地

新氏名及び新住所

伊藤 亜沙美 伊勢市岩渕二丁目 8-27 U C 宇治山田 A 棟

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 7 年 7 月 29 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

自動車税種別割納税通知書等に係る印刷及び封入封緘等業務委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 11 年 3 月 31 日（土）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県知事が別に指定する場所とします。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和7年8月19日（火）17時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部総務課総務班 担当 宮崎、安藤

電話 059-224-2190 ファクシミリ 059-224-3170

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部税務企画課電算班 担当 松田

電話 059-224-2397 ファクシミリ 059-224-3004

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和7年9月8日（月）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和7年8月22日（金）までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和7年8月22日（金）までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和7年9月8日（月）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和7年9月8日（月）15時

なお、入札書は令和7年8月29日（金）から同年9月8日（月）15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県総務部総務課総務班

案件名 自動車税種別割納税通知書等に係る印刷及び封入封緘等業務委託入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和7年9月8日（月）15時20分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県総務部総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときは除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Printing of automobile tax (category base) documents and envelopes, and mail-handling, etc.

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Monday, September 8, 2025.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Friday, August 29, 2025 and 3:00 P.M. on Monday, September 8, 2025.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:20 P.M. on Monday, September 8, 2025.

(4) Managing Authority:

Taxation Planning Division, Department of General Affairs, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2397

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年7月29日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1	特 定 役 務 の 名 称	三重県畜産研究所大家畜舎 搾乳システムの部分更新
2	担 当 部 局	三重県松阪市嬉野町1444-1 畜産研究所
3	契約の相手方を決定した日	令和7年7月10日
4	契 約 の 相 手 方	愛知県豊橋市東小浜町8番地 株式会社チュウチク 代表取締役 坂原 英幸
5	契 約 金 額	39,162,200円（うち消費税及び地方消費税 3,560,200円）
6	決 定 手 続	随意契約
7	随 意 契 約 の 理 由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年7月29日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1	特定役務の名称	三重県保健環境研究所東棟照明ＬＥＤ化業務
2	担 当 部 局	三重県四日市市桜町 3684-11 三重県保健環境研究所企画調整室企画調整課
3	落札者決定日	令和 7 年 7 月 15 日
4	落 札 者	三重県津市岩田 2-8 株式会社山口商会 代表取締役 山口 幸久
5	落 札 金 額	入札価格 18,830,000 円 契約金額 20,713,000 円
6	決 定 手 続	一般競争入札
7	入 札 公 告 日	令和 7 年 6 月 3 日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
